

地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

平成 23 年 4 月 1 日
規 程 第 1 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員就業規則（以下「就業規則」という。）に基づき、職員（非常勤職員及び再雇用職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 就業規則第 39 条に規定する「時間外勤務」とは、所定労働時間を超えて勤務することをいう。
2 休日とは、勤務時間を割り振らない日をいう。（以下「休日」という。）

(所定労働時間)

第 3 条 職員の所定労働時間は、就業規則に定めるところによる。
2 育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の所定労働時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、理事長が定める。

(勤務時間及び休憩時間の割振り)

第 4 条 職員（変形労働時間制の適用を受ける職員（以下「変形労働時間制職員」という。）を除く。）の勤務時間及び休憩時間は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、次のとおり割り振るものとする。ただし、業務の都合上必要がある場合には、始業・終業の時刻及び休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
(1) 始業時刻 午前 8 時 45 分
(2) 終業時刻 午後 5 時 15 分
(3) 休憩時間 午後 0 時から午後 0 時 45 分まで
2 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員の勤務時間及び休憩時間については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で割り振るものとする。

(休日)

第 5 条 変形労働時間制職員を除く職員は、日曜日を法定外休日、土曜日を法定休日とする。ただし、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて休日を設けることができる。

(変形労働時間等)

第 6 条 4 週間単位の変形労働時間制の適用を受ける職員の各日の勤務時間及び休憩時間の割り振りは、別表第 1 に定めるところとする。ただし、業務の都合上必要がある

る場合には、始業・終業の時刻及び休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

- 2 理事長は、前項の規定により勤務時間及び休憩時間の割り振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の休日（(週の最初の休日を法定休日とし、それ以外を法定外休日とする。以下同じ。) 育児短時間勤務職員にあっては、8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った休日)とし、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないようにしなければならない。
- 3 部署の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員にあっては、8日以上）の休日を設けることが困難である職員について、休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で休日（育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務の内容に従った休日）を付与し、かつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。
 - (1) 休日は毎4週間につき4日以上となること。
 - (2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。
 - (3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないこと。

（休日の振替等）

第7条 理事長は、休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、事前に勤務時間が割り振られた勤務日を休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（祝日）

第8条 職員の祝日は、次に掲げる日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 前項の祝日には、特に勤務を命じられない限り、勤務することを要しない。

（祝日の代休日）

第9条 理事長は、職員に祝日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「祝日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該祝日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該祝日以外の勤務日（祝日を除く。）を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた祝日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務を命じられない限り、勤務することを要しない。

(中途採用職員の普通有給休暇)

第 10 条 年度の中途において新たに採用された職員の普通有給休暇の日数は、次に掲げる日数とする。

採用月	日数	採用月	日数	採用月	日数
4 月	20 日	5 月	18 日	6 月	16 日
7 月	15 日	8 月	13 日	9 月	11 日
10 月	10 日	11 月	8 日	12 月	6 日
1 月	5 日	2 月	3 日	3 月	1 日

(育児短時間勤務職員の普通有給休暇)

第 11 条 育児短時間勤務職員の普通有給休暇の日数は、20 日に育児短時間勤務職員の 1 週間の勤務日の日数を 5 日で除して得た数を乗じて得た日数 (1 週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、155 時間に当該職員の 1 週間当たりの勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7 時間 45 分を 1 日として日に換算して得た日数) とする。ただし、その日数が労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 39 条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合は、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、当該年の中途において新たに職員となった育児短時間勤務職員の普通有給休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し、理事長が定める日数とする。

(育児短時間勤務職員の普通有給休暇の単位)

第 12 条 1 時間を単位とする普通有給休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間をもって 1 日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日を休日とし、休日以外の日において 1 日につき当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に 10 分の 1 を乗じて得た時間勤務する職員 4 時間
- (2) 日曜日及び土曜日を休日とし、休日以外の日において 1 日につき当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に 8 分の 1 を乗じて得た時間勤務する職員 5 時間
- (3) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの 5 日間のうちの 2 日を休日とし、休日以外の日において 1 日につき当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に 5 分の 1 を乗じて得た時間勤務する職員 8 時間
- (4) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの 5 日間のうちの 2 日を休日とし、休日以外の日のうち、2 日については 1 日につき当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に 5 分の 1 を乗じて得た時間、1 日については 1 日につき当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に 10 分の 1 を乗じて得た時間勤務する職員 8 時間

(普通有給休暇の手続)

第 13 条 職員は、普通有給休暇を取得しようとするときは、その前日までに所属長を経て申し出なければならない。

(病気休暇)

第 14 条 病気休暇の期間は、療養のために勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最低限の期間とし、90 日間を上限とする。90 日を超えて療養を要する職員については、職務能率の維持増進の観点から、地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員就業規則第 13 条第 1 項第 1 号に規定する休職とする。

2 前項の 90 日間の積算は次のとおりとする。

(1) 病気休暇の開始日から 30 日間は、休日を除いて積算する。

(2) 前項を超えた日以降は、休日を含めた暦日で積算する。

3 病気休暇のため勤務しなかった職員が勤務することとなった日から 3 月以内に同一の負傷又は疾病により再び勤務しないこととなる場合の病気休暇の期間は、再び勤務することとなる前の病気休暇の期間に引き続いたものとみなして、第 1 項及び前項の規定を適用する。

4 病気休暇の単位は、1 日（断続的に療養する必要がある勤務しないことがやむを得ないと理事長が定めた場合にあっては 1 日又は 1 時間）とする。

5 病気休暇中の職員の給与の支払いについては、地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員給与規程に定めるものとする。

(特別休暇)

第 15 条 特別休暇は、別表第 2 のとおりとする。

(病気休暇及び特別休暇の請求等)

第 16 条 病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 理事長は、病気休暇又は特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(病気休暇及び特別休暇の承認)

第 17 条 理事長は、病気休暇又は特別休暇（別表第 2 第 1 号及び 2 号の休暇を除く。）の請求について、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合又は別表第 2 に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

(組合休暇)

第 18 条 組合休暇は、職員が労働組合の業務又は活動に従事する期間とする。

- 2 理事長は、職員が労働組合の業務に従事する場合及び労働組合の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該労働組合の業務と認められるものに従事する場合に限り組合休暇を与えるものとする。ただし、1 年度につき 30 日を超えることはできない。
- 3 職員は組合休暇を受けようとするときは、従事しようとする日前 3 日までに理事長に申請しなければならない。
- 4 組合休暇については、その勤務しない 1 時間につき、勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額する。

(休暇期間の計算)

第 19 条 この規程に定める休暇のうち、期間が一定の日数、週数及び年数で規定されている場合の当該休暇の期間には、休日、祝日及び代休日を含むものとする。ただし、職員の結婚については、休日、祝日及び代休日を含まないものとする。

(義務)

第 20 条 休職中の職員であっても業務の都合により勤務を命ぜられたときは、直ちに勤務をしなければならない。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(その他)

第 21 条 その他、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成 26 年 5 月 22 日改正)

この規程は、平成 26 年 5 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 29 日改正)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 12 月 28 日改正)

この規程は、平成 29 年 12 月 29 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 5 月 31 日改正)

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

ただし、脳神経外科は、試行期間として平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 11 月 1 日改正)

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 11 月 30 日改正)

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

別表第1（第6条関係）

区分		始業時刻	終業時刻	休憩時間
医師	日勤①	午前8時45分	午後5時15分	45分
	日勤②	午前9時00分	午後5時30分	45分
	夜勤①	午後4時30分	翌日午前9時	60分
	夜勤②	午後5時00分	翌日午前9時30分	60分
	準夜勤①	午後3時30分	翌日午前0時	45分
	準夜勤②	午後5時15分	翌日午前1時45分	45分
	日夜勤	午前8時45分	翌日午前1時45分	90分
看護師	日勤①	午前8時30分	午後5時	45分
	日勤②	午前8時45分	午後5時15分	45分
	遅出勤務①	午前11時45分	午後8時15分	45分
	遅出勤務②	午後0時	午後8時30分	45分
	遅出勤務③	午後0時30分	午後9時	45分
	準夜勤(3交替)	午後4時30分	翌日午前1時	45分
	深夜勤(3交替)	午前0時30分	午前9時	45分
	長日勤(12時間2交替)	午前8時30分	午後8時45分	60分
	夜勤(12時間2交替)	午後8時	翌日午前9時	60分
	夜勤(16時間2交替)	午後4時30分	翌日午前9時	60分
薬剤師	日勤	午前8時45分	午後5時15分	45分
	夜勤	午後4時45分	午前9時15分	60分

別表第2（第15条関係）

号	休暇を受ける場合	期間
1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第33条の規定による交通の制限又は遮断	その都度必要と認める時間
2	風水震、火災その他非常災害による交通しゃ断	上に同じ。
3	風水震、火災その他天災地変による職員の現住所の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める時間
4	交通機関の事故等の不可抗力による場合	その都度必要と認める時間
5	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地	上に同じ。

	方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき		
6	選挙権その他公民としての権利の行使	上に同じ。	
7	父母、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び子の祭日	1日	
8	職員の結婚	7日	
9	職員の子又は兄弟姉妹の結婚	1日	
10	女子職員の分べん	(1) 産前8週間産後8週間（多胎妊娠の場合は産前14週間。出産当日は、産前に含まれる。） (2) 4か月未満の流産は1週間	
11	職員の妻の分べん	産前1か月産後1か月の間で5日（再任用短時間勤務職員のうち、週4日勤務の者については4日、週3日勤務の者については3日、週2日勤務の者については2日）	
12	女子職員で生理日の勤務が著しく困難な場合	必要と認める期間	
13	女子職員で妊娠中母体の健康維持に重大な支障が生じた場合	妊娠してから産前休暇前までの間で7日以内	
14	妊娠中の女子職員で、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶと認める場合	理事長の定める時間	
15	職員が生後1年に達しない子を育てる場合（当該職員の配偶者が育児休業をしている場合その他当該子を育児することができる場合を除く。）	1日に2回それぞれ30分（半日勤務の場合は、1日1回30分。）	
16	妊娠定期健康診断（妊娠証明書を提出すること。）	妊娠経過期間	期間
		妊娠満23週まで	4週間に1回健康診断に必要な時間
		妊娠満24週から満35週まで	2週間に1回健康診断に必要な時間

17	<p>忌引</p> <p>(1) 同居の姻族の場合は、血族に準ずるものとする。</p> <p>(2) 忌引が重なるときは、その期間は最初に始まる忌引の初日から最後に終わる忌引の末日までとする。</p> <p>(3) 本表の期間は、死亡の日（その時刻が午後であるときは、その翌日。以下同じ。）からこれを起算し、遠隔の地にあつて行く必要がある場合は、実際に要した往復日数を加えることができる。</p> <p>(4) 本表の期間を死亡の日から起算することが、著しく実状に即さないこととなる場合は、前項の規定にかかわらず、その翌日から起算することができる。</p>	死亡した者		期間		
		1	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）	10 日		
		2	父母の配偶者	3 日		
		3	祖父母の配偶者	1 日		
		4	父母	血族	姻族	
				7 日	3 日	
		5	子	5 日	2 日	
		6	祖父母 そう祖父母	3 日	1 日	
		7	孫	1 日	／	
		8	兄弟姉妹 兄弟姉妹の配偶者	3 日	1 日	
9	おじ おば	1 日	1 日			
10	おい めい いとこ	1 日	／			
18	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は 骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる時間				
19	在職 10 年、20 年及び 30 年に達する職員が心身のリフレッシュを図る場合	5 日以内で別に定める期間				
20	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しな	1 の年度において 5 日の範囲内の期間 （再任用短時間勤務職員のうち、 週 4 日勤務の者については 4 日の範囲内の期間、週 3 日勤務の者については 3 日の範囲内の期間、週 2 日勤務の者については 2 日の範囲内				

	<p>いことが相当であると認められるとき</p> <p>(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>(2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって別に定めるものにおける活動</p> <p>(3) (1) 及び (2) に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	の期間)
21	<p>小学校までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度において5日の範囲内で別に定める期間。その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上にあっては10日</p>
22	<p>夏季において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度の6月から9月までの期間において、1日を単位として8日</p> <p>但し、理事長が別に定める場合は期間を延長することができる</p>
23	<p>その他理事長が特に必要と認めた場合</p>	<p>その都度必要と認める時間</p>